

—約定—(ゆうちょ銀行は除く)

- 1 預金の振替手続きについては、当座勘定取引約定書又は預金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切の提出又は預金通帳及び預金払戻請求の提出等はいたしませんので、貴行(店)の所定の方法で処理をお願いいたします。
- 2 この口座振替契約を解除する場合は、私から貴行(店)及び武蔵野市へ届出いたします。
- 3 この取扱いについては、仮に紛議が生じても貴行(店)には、ご迷惑をかけません。
- 4 この口座振替契約は、貴行(店)及び武蔵野市が必要と認めた場合は、解除されても異議ありません。

※ゆうちょ銀行ご指定の場合は、自動払込の規定が適用されます